

レーザセンシング学会規程

学会誌投稿規程

平成31 (2019) 年 4月10日 制定
令和元 (2019) 年 7月17日 改訂
令和 2 (2020) 年10月31日 改訂

(目的)

第1条 本規程は、レーザセンシング学会（以下、「本会」という）が、レーザセンシングに関する研究・技術や最新の研究成果を広く紹介するために発行する学会誌への投稿及び編集に関する基本的な事項を定める。

(名称)

第2条 本学会誌の名称を、レーザセンシング学会誌（以下、「本誌」という）とする。

(使用言語)

第3条 本誌の使用言語は、日本語又は英語とする。

2 本誌に掲載する記事等に日本語を使用する場合には、英文の題名と要旨を付するものとする。

(発行回数)

第4条 本誌は、年度毎に2回発行する。

(掲載記事)

第5条 本誌に掲載される記事は、本会の会則等に定められた本会の目的に合致するものとする。

2 本誌には、論文及び解説等を掲載する。

3 論文は、新規性のある未発表の原著論文とする。

(著者の要件)

第6条 本誌への投稿については、著者についての制限は設けない。

2 すべての著者は、当該記事の内容全般について責任を負うものとする。

3 論文の著者は、その作成に不可欠の貢献をした者に限るものとする。

(編集)

第7条 本誌の編集は、編集委員会が行う。

2 論文については少なくとも2名、解説等については1名の査読者による査読を行う。

(原稿の受理)

第8条 編集委員会が原稿を受理した日をもって受理日とする。

(費用負担)

第9条 本会は、記事の掲載に関し、著者に費用の負担を求めることができる。

2 費用負担の詳細については別途定める。

3 編集委員会から執筆を依頼した記事については、費用負担を求めない。

(著作権)

第10条 本誌に掲載された記事の著作権は、本会に帰属する。

2 本誌に掲載される記事において、著作権の許諾が必要な転載等がある場合には、著者が予め当該部分の著作権者から利用許諾を受けておくものとする。

3 同一の原稿あるいは内容が実質的に同じであると判断される原稿を、本誌と他の刊行物に重複して投稿することはこれを認めない。



(委 任)

第11条 この規程に定めのない編集の実施に関する事項は、編集委員会が定める。

附 則

1 この規程は、平成31（2019）年 4月10日より施行する。

平成31（2019）年 4月10日 制定・施行

令和元（2019）年 7月17日 改訂 第7条第2項修正

令和 2（2020）年10月31日 改訂 第9条第1項修正